

広島県告示第八百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。  
 令和五年六月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
看多機ホームみなりっこ ないとう内科・糖尿病クリニック	尾道市美ノ郷町三成一五七二番地二 東広島市八本松南二丁目二番八号 二階	令和五年三月一日 令和五年五月一日
みやじまアイクリニック	廿日市市阿品三丁目五番八号	令和五年四月一日
エンゼル薬局世羅店	世羅郡世羅町本郷九四二番地四	令和五年四月一日
平木調剤薬局	尾道市因島土生町二一四七番地一	令和五年四月一日
ザグザグ薬局尾道高須店	尾道市高須町五二八〇番地	令和五年六月一日
ププレひまわり薬局尾道西店	尾道市新浜一丁目七番七号	令和五年六月一日
AOI薬局	東広島市八本松東三丁目七番二号 谷ロビル一〇一号室	令和五年五月一日
訪問看護ステーションみその っこ	東広島市西条御園宇五五八五番地一	令和五年四月一日
訪問看護ステーションやまね こ	東広島市西条町御園宇六四五九番地 二 s・a・b・o・x 御園宇一〇四号	令和五年六月一日